

令和2年度

第197回宮城県都市計画審議会議案書

令和2年10月

宮城県都市計画審議会

第197回宮城県都市計画審議会

と き 令和2年10月23日（金）

午後3時00分

と ころ 宮城県行政庁舎

4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第196回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2375号ほか1件

4 閉 会

目 次

1 報 告

第196回宮城県都市計画審議会議案の処理について	3
--------------------------------	---

2 議 案

議案第2375号 石巻広域都市計画公園の変更について.....	4
議案第2376号 仙南地域広域景観計画の策定について.....	7

第 1 9 6 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2369 号	岩沼市	特殊建築物の敷地の位置について	令和 2 年 4 月 1 4 日 R02 許可通知宮城建宅 第 0 0 0 0 0 1 号
宮城県	第 2370 号	名取市 富谷市 松島町 利府町	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	令和 2 年 5 月 15 日 宮城県告示第 420 号
宮城県	第 2371 号	石巻市	石巻広域都市計画区域の変更について	令和 2 年 5 月 15 日 宮城県告示第 419 号
宮城県	第 2372 号	石巻市	石巻広域都市計画区域区分の変更について	令和 2 年 5 月 15 日 宮城県告示第 421 号
宮城県	第 2373 号	石巻市	石巻広域都市計画臨港地区の変更について	令和 2 年 5 月 15 日 宮城県告示第 422 号
宮城県	第 2374 号	角田市	仙南広域都市計画道路の変更について	令和 2 年 4 月 17 日 宮城県告示第 308 号

石巻広域都市計画公園の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画公園の変更

(宮城県決定)

都市計画公園中 9・5・1 号石巻南浜津波復興祈念公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
広域公園	9・5・1	石巻南浜津波復興祈念公園	宮城県石巻市 門脇町三丁目、 門脇町四丁目、 門脇町五丁目、 南浜町一丁目、 南浜町二丁目、 南浜町三丁目、 南浜町四丁目、 雲雀野町一丁目	約 38.8ha	区域の変更 広場（追悼の広場、多目的広場） 教養施設（デジタルセンター） 避難築山 園路 便益施設（駐車場）

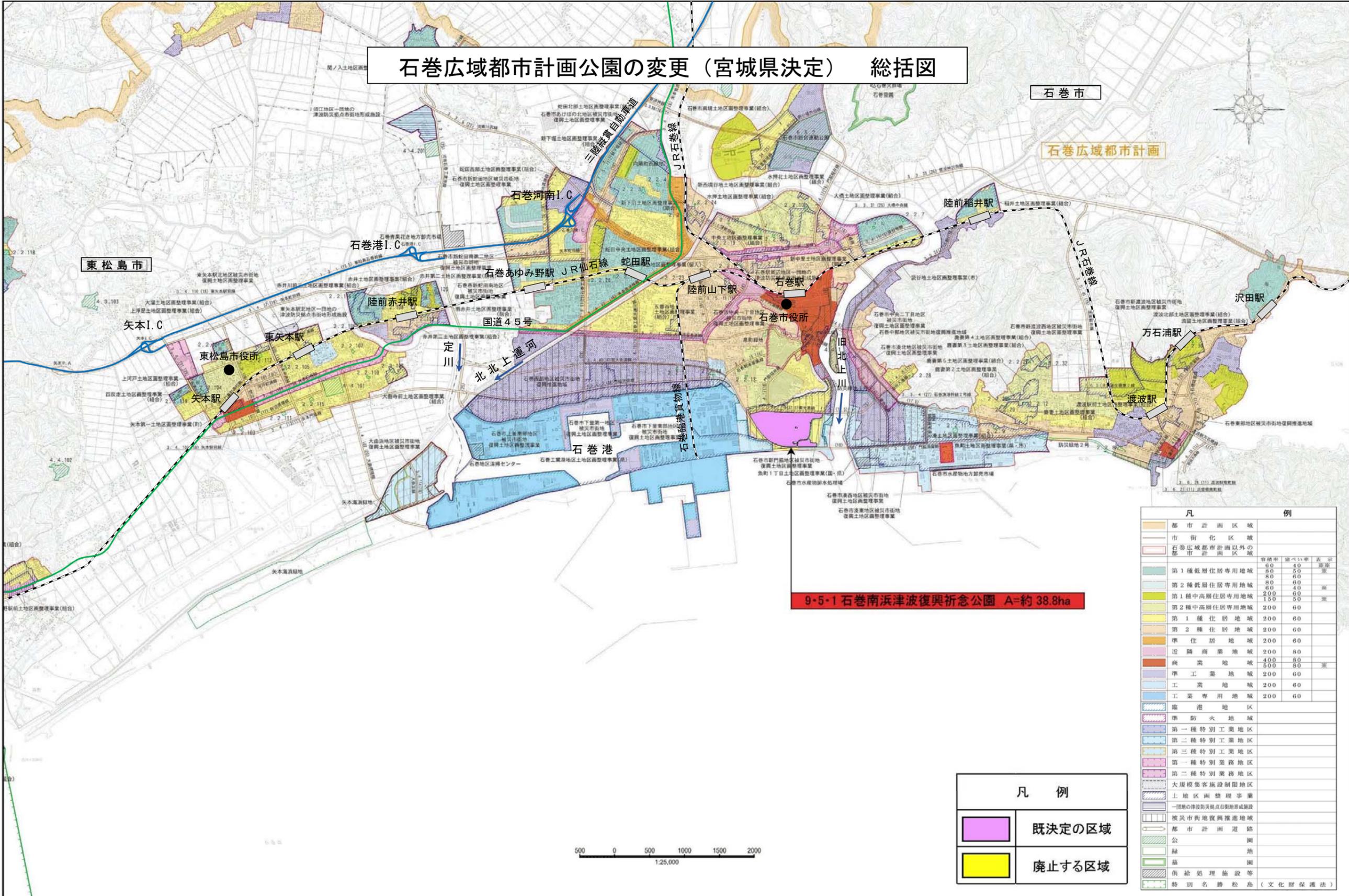
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

石巻南浜津波復興祈念公園は、追悼と鎮魂の思いとともに、「まちと震災の記憶をつたえる」ことを基本理念の一つとしており、整備にあたっては、この地の歴史を今に伝える善海田稲荷、濡仏及び北向地藏をそのまま存置することとし、公園区域からは除外している。

今回の変更は、当初決定していた公園区域内に濡仏の区域がさらに広がっていることが確認されたため、区域の一部を廃止するものである。

石巻広域都市計画公園の変更（石巻市）



仙南地域広域景観計画の策定について

根拠条文：景観法第8条第1項

第9条第2項

景観計画案：別紙のとおり

景観法

第8条第1項（抜粋）

景観行政団体（※）は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

第9条第2項（抜粋）

景観行政団体（※）は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

（※）第7条第1項

この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第98条第1項の規定により第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

仙南地域広域景観計画の策定

景観法に基づく景観計画を次のように策定する。

1 景観計画の名称

仙南地域広域景観計画（宮城県策定）

2 計画の区域

仙南2市7町の一部

3 策定の理由

景観計画は、良好な景観の形成を促進するため、景観法に基づき景観行政団体である都道府県又は市区町村が策定する計画である。

この度、仙南地域らしさを感じられる特徴的な広域景観資源の保全・形成のため、仙南地域の一部を景観計画区域の地区に指定し、景観形成方針や行為の制限を定めることで緩やかな景観コントロールを図る。

また、仙南地域広域景観計画の策定により仙南地域が一体となって景観形成に取り組む契機とし、仙南地域らしさを感じられる良好な景観の形成を図ることを目的とする。

仙南地域広域景観計画（案）

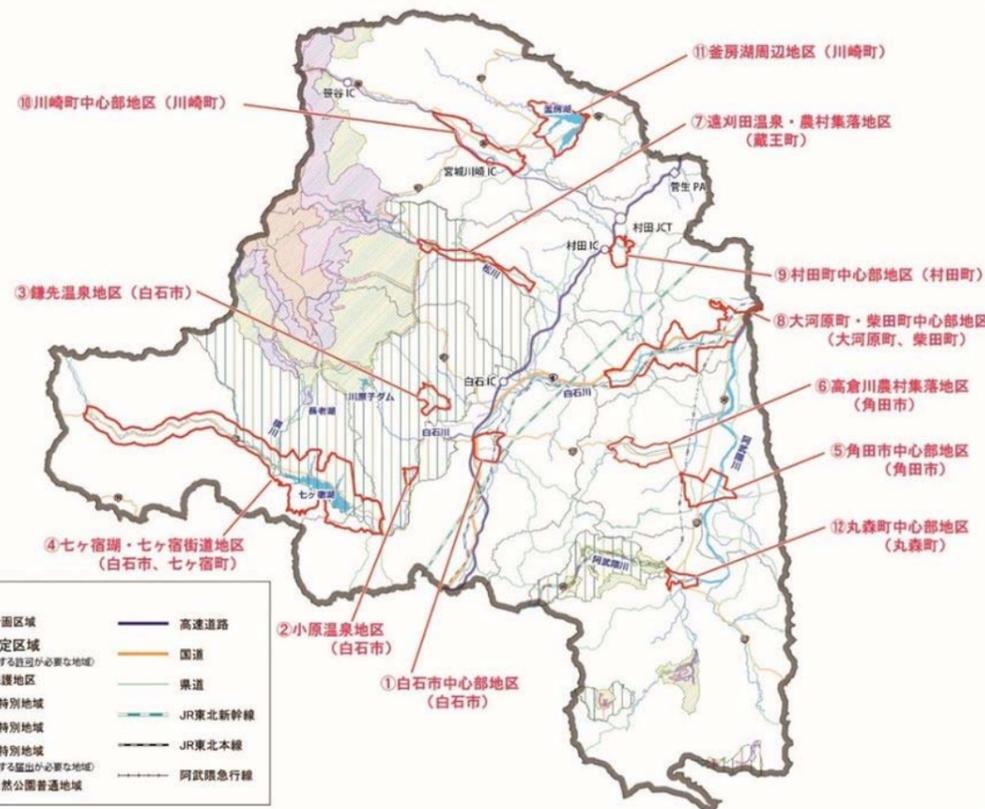
序章 目的 ・仙南地域が一体となって取り組む景観形成の契機とする。

・緩やかな景観コントロールによって、“仙南地域らしさ”を象徴する良好な景観の保全・形成を図る。

第1章 仙南地域の景観特性【仙南地域広域景観マスタープランから引用】

- ①蔵王連峰を中心に広がる雄大かつ象徴的な自然景観
 - ②仙南の風土とともに生きる人々の営みがつくり出す景観
 - ③水陸交通の要衝を担った歴史性を継承する都市・町場の景観
- これらが相まって“仙南地域らしさ”を醸し出している

第2章 景観計画区域 … 仙南地域に12地区を指定



地区番号	地区名	市町	地区番号	地区名	市町
1	白石市中心部地区	白石市	7	遠刈田温泉・農村集落地区	蔵王町
2	小原温泉地区		8	大河原町・柴田町中心部地区	大河原町, 柴田町
3	鎌先温泉地区		9	村田町中心部地区	村田町
4	七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区	白石市, 七ヶ宿町	10	川崎町中心部地区	川崎町
5	角田市中心部地区	角田市	11	釜房湖周辺地区	
6	高倉川農村集落地区		12	丸森町中心部地区	丸森町

第3章 仙南地域における共通の基本的な方針(良好な景観の形成に関する方針)【仙南地域広域景観マスタープランから引用】

- ▼基本理念
- ・蔵王連峰の山岳景観を象徴とした山や川が織り成す自然景観と、仙南地域の風土とともに人々が生きてきた営み、歴史・文化が一体となって作り出している景観は、仙南地域らしさを表徴するものであり、その姿が失われないよう保全、継承します。
 - ・仙南地域の景観は、地域に賑わいをもたらすものであり、その魅力を高めるよう景観づくりを進めるとともに、地域の活性化にも資するようその活用を図ります。
 - ・蔵王連峰や白石川も含めた阿武隈川水系とともに育まれた人々の営みがつくり出す景観は、仙南地域らしさを表わすものであるという認識の下、その誇りを受け継ぎながら、景観形成に取り組めます。

- ▼基本方針
- ①地域の共有資産である蔵王連峰を中心とする自然景観を保全します。
 - ②地域の人々の営みの中で長きに渡りつくり出されてきた景観を継承します。
 - ③仙南地域に調和した魅力ある景観を創出します。
 - ④景観の魅力を活かし、地域の活性化につながるよう活用します。
 - ⑤景観価値を認識し、共有の資産であるという社会的意識を育成します。
 - ⑥景観形成のための体制づくりと気運の醸成を図ります。

第4章 地区別の景観計画区域、景観形成方針(良好な景観の形成に関する方針)及び景観形成基準

景観形成基準 (項目)	
建築物の建築等 工作物の建設等	配置・位置
	高さ
	形態意匠
	色彩・素材
	設備類
	外構・緑化等
開発行為 土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	周囲への配慮
	造成等
	既存樹木・樹林等の保全

届出する行為を景観形成基準に適合

第5章 届出対象行為と届出の流れ

届出対象行為	届出規模
建築物の建築等 新築, 増築, 改築若しくは移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m以上 建築面積500㎡以上 (変更は, さらに外観変更に係る見付面積が全体の1/2以上のもの)
工作物の建設等 新築, 増築, 改築若しくは移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m以上 (擁壁類は2m以上) 築造面積500㎡以上 (変更は, 高さ10m以上で外観変更に係る見付面積が全体の1/2以上のもの)
開発行為 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	区域面積, 行為地面積 1,000㎡以上

▼景観形成基準に適合する行為に誘導することで、下記の例のように、地区の景観形成方針の実現に合うことが期待できる。

【配置・位置】



街並みの連続性に配慮し、壁面の位置を整えたり、駐車場などは道路から見えにくい場所に配置したりする工夫をする。

【高さ】



国道や白石川等から蔵王連峰への眺望について、山の稜線を遮らないよう建築物等の高さや規模を可能な限り抑えるように配慮する。

・住民などと協働した景観まちづくりの推進

段階的な取組 (取組の方向性)

- ・景観行政団体への移行
- ・仙南地域広域景観計画の運用
- ・住民等啓発, ニーズの把握
- ・仙南地域広域景観計画を下地とした市町独自の景観計画策定

策定…宮城県

運用(届出受理)…仙南市町

市町